

環境改善実施要領（業務編）

第1条 目的

設計業務等を効率的に進めるため、受発注者間のコミュニケーションの円滑化に係る取組内容を定め、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的とする。

第2条 対象業務

鹿児島県土木部が発注する、設計・調査・測量等の建設関連業務（発注者支援業務を含む）を対象とする。

ただし、災害に関する業務等の緊急を要する業務は除くものとする。

第3条 取組内容

以下の取組事例を参考に、業務着手前に業務期間内に取り組む内容を受発注者相互で確認・調整のうえ、設定する。

（1）ウィークリースタンスの実施

- ・月曜日等の休日明けを依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- ・水曜日等の週1回以上は定時帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ・金曜日等の休日前には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- ・昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチ・オーバー5・ノーミーティング）
- ・定時間際、時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）

（2）ワンデイ・レスポンスの徹底

- ・受注者からの質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する
- ・「その日のうち」とは、受注者からの質問・協議等開始より1日（24時間）以内に回答することを原則とする（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）
- ・回答が困難な場合には、受注者に回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日（24時間）以内に回答する。

（3）ネクスト・ミーティングの推進

- ・次回協議日程を決めておくこと
- ・適切な工程管理など業務量の平準化を図る目的

（4）遠隔臨場（WEB）会議の推進

- ・「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する
- ・特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。

(5) 情報共有システム（ASP）の活用

- ・業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受注者間の業務スケジュールを共有する

(6) 合同現地踏査の実施

- ・受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る
- ・実施する際は、業務の重要度により判断する

(7) その他、取り組みが必要と思われる内容

第4条 進め方

(1) 特記仕様書への記載

全ての業務において、特記仕様書に明記すること

【特記仕様書記載例】

第〇条 業務の実施にあたっては、「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(2) 受注者への意思確認

業務着手前に発注者から受注者に本要領の目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認する。

(3) 実際の取組内容

受注者は取り組む内容を「業務計画書」または「業務打合せ簿」に記載し、受発注者相互の目標として業務期間内に取り組むものとする。

第5条 留意事項

取組内容は第3条に掲げる全てに取り組まなければならないものではない。

第6条 適用

本要領は、令和6年4月1日以降執行伺い決裁分から適用する。

建設業における時間外労働規制

技術管理室
(R4.4)

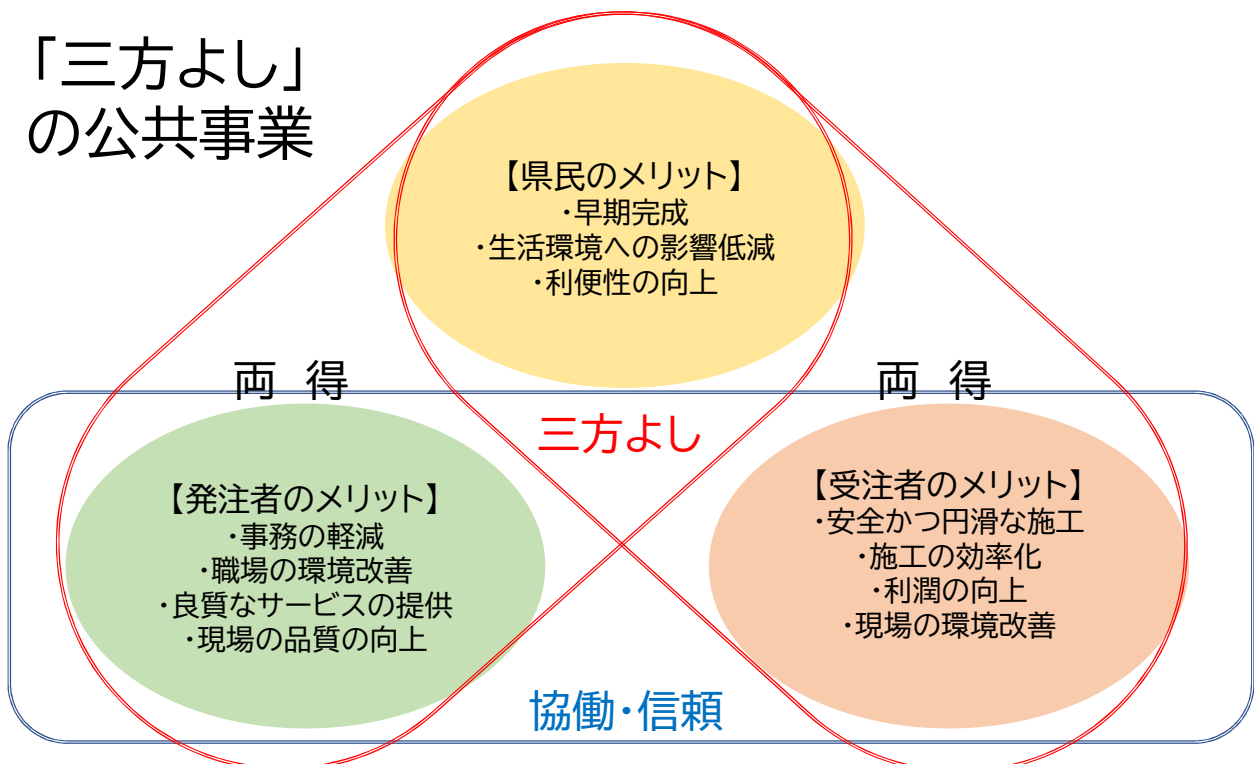
【建設業における時間外労働規制の見直し】

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業はH31年4月から、中小企業はR2年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

「三方よし」の公共事業

技術管理室
(R6.4)



受注者と発注者協働して積極的にコミュニケーションをとることにより、県民により良いサービスが提供できます。

測量・調査・設計業務における働き方改革の取組

技術管理室
(R6.4)

基本理念

- ・ 建設投資の急激な減少や競争の激化により建設産業界の経営を取り巻く環境が悪化し、現場の技術者の高齢化や若年者の減少といった問題が生じている。
 - ・ 中長期的には、建設産業界の担い手不足や設計成果の品質低下が懸念される。これらの課題に対応し、その担い手や品質向上を確保するためには、受発注者間において、より一層の意思疎通を図り連携していくことが重要である。
- そのため、受発注者において、「環境改善実施要領」により相互の意思疎通の強化を図ることにより成果物の品質の向上を目指し、また、労働環境の改善を図ることにより、魅力ある建設業界の創造を目指すもの。

環境改善実施要領(業務編)

受発注者の取組

ワンデイ・レスポンスの徹底

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

ネクスト・ミーティングの推進

受発注者間で次回協議日程を決めておく。適切な工程管理など業務の平準化を図る。

ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施する。

情報共有システム(ASP)の活用

業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。

遠隔臨場(WEB会議)の推進

「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。特に離島など遠隔地は可能な限り協議により実施する。

合同現地踏査の実施

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。